

| No. | 区分       |            |            | 質問   | 回答  |
|-----|----------|------------|------------|--|---|
| 1   | 設備<br>整備 | 全体         | 第一種<br>第二種 | 交付要綱別表に記載のある機器であれば、どんな機器でも補助対象となりますか。  | 個別に条件がありますので、詳細は、本Q&Aの補助を希望する設備の区分等をご確認ください。<br>上記の他、補助対象となる機器は、締結している医療措置協定内容の履行に必要な範囲の機器となります。<br>医療措置協定の締結内容以上の機器を希望する場合は、交付申請時にその必要性を具体的かつ詳細に記載してください。必要性等については、審査の上判断いたします。      |
| 2   | 設備<br>整備 | 全体         | 第一種<br>第二種 | 購入経費の内、 <b>交通費や運搬費</b> は補助対象となりますか。  | <b>補助対象外</b> です。  |
| 3   | 設備<br>整備 | 全体         | 第二種        | 補助対象となる設備を機能させるために <b>一体に整備する備品や取付け作業等</b> も含めて補助対象となりますか。                             | 一体に整備する備品については、当該備品を設置しないと稼働しない場合に限り <b>補助対象</b> となり得ます。また、取付け作業等についても設置に際して必要不可欠と認められる範囲内で <b>補助対象</b> となり得ます。<br>いずれの場合も確認書にその必要性を具体的に詳細に説明してください。必要性については、審査の上確認いたします。             |
| 4   | 設備<br>整備 | 全体         | 第一種<br>第二種 | オンラインショップ（Amazon、楽天等）での購入は可能ですか。   | 主に次のような理由から原則としてオンライン通販での購入は <b>認められません</b> 。<br>・審査上で必要な証憑書類（見積書、納品書、領収書等）の提出ができない場合がある。<br>・時期により価格変動の可能性が高く、正確な審査ができない。  |
| 5   | 設備<br>整備 | 簡易陰圧<br>装置 | 第一種        | <b>1病室に複数台の整備</b> を行う場合、補助対象となりますか。  | 当該病室の面積等の観点から、どうしても複数台の整備を必要とする場合は <b>補助対象</b> となり得ます。<br>但し、整備後に会計検査院の検査等により、過剰な整備である等の指摘を受けた場合、補助金返還となる可能性がありますので、十分ご注意ください。  |
| 6   | 設備<br>整備 | 簡易陰圧<br>装置 | 第一種        | ① <b>ダクトの取り付けや陰圧ブースの設置等が必須な場合</b> 、当該経費は補助対象となりますか。<br>② <b>ダクトホース</b> の費用は補助対象となりますか。 | ①簡易陰圧装置について、ダクトの取り付けや陰圧ブースと組み合わせなければ陰圧化できない機器の場合には、本体以外の導入経費も <b>補助対象</b> となり得ます。ただし、建設業許可業者でなければ実施できない工事等が必要な場合には、「施設」整備（病室の整備）として申請してください。<br>②ダクトホース等の付属機器の費用も <b>補助対象</b> となり得ます。 |
| 7   | 設備<br>整備 | 検査<br>機器   | 第一種<br>第二種 | 補助対象となる検査機器の条件等はありませんか。  | 補助対象となる検査機器については、次のことにご留意ください。<br>① 対象は国が医療機器として承認しているものが原則となります。<br>② 機器の用途が特定の感染症の検査に限定されておらず、複数の感染症に対応可能な機器としてください。<br>③ 特定の検査キットのみならず、複数の検査キットに対応可能な機器であることを念頭に機器を選定してください。       |

| No. | 区分       |                  |            | 質問   | 回答   |
|-----|----------|------------------|------------|--|--|
| 8   | 設備<br>整備 | 検査<br>機器         | 第一種<br>第二種 | 「検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）」のメニューでは、 <b>NEAR法やLAMP法等の等温遺伝子増幅装置</b> は補助対象となりますか。                                   | <b>補助対象</b> となります。<br>※補助対象の検査法による検査機器か否かは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の添付文書等でご確認をお願いします。   |
| 9   | 設備<br>整備 | 検査<br>機器         | 第一種<br>第二種 | 業者による見積書では装置本体と共に最低限必要な <b>検査試薬、検体採取用機材等消耗品</b> が含まれていますが、これらは補助対象となりますか。                                      | 検査に活用する試薬等の消耗品は、 <b>補助対象外</b> となります。   |
| 10  | 設備<br>整備 | 検査<br>機器         | 第一種<br>第二種 | 業者の見積では、 <b>付属機器を含め検査装置を一式</b> となっていますが、これらは補助対象になりますか。  | 検査装置を設置し稼働するために必要不可欠と認める場合には、付属機器も <b>補助対象</b> となります。交付申請の際、確認書等で付属機器の役割などについて説明してください。必要性については、審査の上判断いたします。<br>また、見積書が「一式」となっている場合、一式ではなく個別の機器ごとに記載する形に修正をお願いします。 |
| 11  | 設備<br>整備 | 検査<br>機器         | 第一種<br>第二種 | 検査を迅速にすすめるため、検査機器を複数台、または検体処理能力の高いものを導入することはできますか。   | 補助対象となる検査機器は、締結している医療措置協定内容の履行に必要な範囲の機器となります。<br>検査機器を複数台、またはより検体処理能力の高いものを必要とする場合は、交付申請の際、確認書に導入後の1日の検査可能件数及びその必要性を具体的かつ詳細に記載してください。必要性等については、審査の上判断いたします。        |
| 12  | 設備<br>整備 | 簡易ベッド            | 第一種<br>第二種 | 簡易ベッドはどこにでも設置することができますか。   | 入院病床では、通常時には院内で保管し、新興感染症対応時、感染患者用のベッドや感染症患者の搬送等に使用する場合は <b>補助対象</b> となります。<br>発熱外来では、通常時には折り畳むなどの方法により保管し、新興感染症対応時、臨時的に外来診察室での使用の場合は <b>補助対象</b> となります。            |
| 13  | 設備<br>整備 | 簡易ベッド            | 第一種<br>第二種 | 既存のベッドがある部屋への新規設置や複数台の設置は可能ですか。  | 原則としてすでに発熱外来スペースに既存のベッドがあり、対応のために必要な設備があると考えられる場合は <b>補助対象外</b> です。複数台の設置についても、必要と考えられる設備のみが補助対象となります。   |
| 14  | 設備<br>整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | 「陰圧対応可能なものに限る」とありますが、「陰圧対応可能」な空気清浄機とは、①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しているのか、それとも②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機を指すのか教えていただけますでしょうか。 | ①を指しています。<br>補助対象となる空気清浄機は、「陰圧対応可能」かつ「HEPAフィルター付き（参考：No.17）」の空気清浄機となります。   |
| 15  | 設備<br>整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | 専用の陰圧ブースや簡易テントとの <b>同時使用により</b> テント内を陰圧空間にすることが可能な機器の場合、補助対象となりますか。  | 専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるものである場合には、「陰圧対応可能なもの」と捉えられると考えられるため、 <b>補助対象</b> となります。また、陰圧ブースや簡易テントについては、購入する設備を稼働するために必要な付属品の場合には <b>補助対象</b> となり得ます。      |

| No. | 区分   |                  |            | 質問  | 回答  |
|-----|------|------------------|------------|---|---|
| 16  | 設備整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | 「陰圧対応可能」な機器を対象を絞っていますが、補助を受けるに当たり、陰圧室にする工事や陰圧ブースの購入設置までは求めていると考えてよろしいですか。   | HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）を新設・増設する費用について補助対象としており、陰圧室にするための工事や陰圧ブースの購入設置までを実施しなければ補助できないというものではありません。<br>なお、新興感染症発生・まん延時には、陰圧対応をしていただく必要があります。 <b>構造上密閉された空間</b> において、 <b>窓や通気口へのダクト接続</b> により陰圧化を行う等の確認ができない場合は、補助対象外となり得るのでご注意ください。 |
| 17  | 設備整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | <b>ULPAフィルター</b> 付き空気清浄機は補助対象となりますか。  | ULPAフィルターがHEPAフィルターと同等以上の機能を有すると認められる場合、 <b>補助対象</b> となります。   |
| 18  | 設備整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | 陰圧対応可能なものならば、 <b>発熱外来</b> ならどこにでも設置することはできますか。                              | 感染対策として、発熱外来エリア（待合室や診察室、処置室、隔離室）に設置する場合は、 <b>補助対象</b> となります。<br>ただし、新興感染症発生・まん延時には設置場所で陰圧対応をしていただく必要がありますので申請書類等から設置場所の是非を判断します。  |
| 19  | 設備整備 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 第二種        | HEPAフィルター付き空気清浄機の手前に装着して大きめのほこりやちりを除去する <b>付属品の「プレフィルター」</b> は補助金の対象となりますか。 | 「プレフィルター」が当該空気清浄機を使用するにあたって必要不可欠である場合には、 <b>補助対象</b> となり得ます。<br>交付申請時、確認書にその必要性を具体的かつ詳細に説明してください。必要性については、審査の上確認いたします。<br>なお、次の例のようにランニングコストと考えられる消耗品としての購入は、 <b>補助対象外</b> です。<br>（例）購入時に「HEPAフィルター」が付属しているが、予備として追加購入する場合                |
| 20  | 施設整備 | 全般               | 第一種<br>第二種 | 補助基準額算出にあたり、面積の特定が必要な場合があります。この場合の面積の捉え方を教えてください。                           | 当該整備のために必要な工事を行う部分の面積を対象とします。ただし、個人防護具保管施設の整備にあたっては、個人防護具の保管に要する面積のみが補助対象となります。   |
| 21  | 施設整備 | 全般               | 第一種<br>第二種 | 施設整備では1平方メートルあたりの工事費用を算出する必要がありますが、補助上限面積や整備の上限額はありますか。                     | 補助上限面積や整備の上限額は設定されておりません。ただし、1平方メートルあたりの工事費用が交付要綱で定める1平方メートルあたりの基準額を超える部分は補助対象外となります。また、国や県の予算措置上の制約や審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。<br>なお、補助対象となるのは、当該整備のために必要な工事を行う部分の面積（個人防護具保管施設の整備にあたっては、個人防護具の保管に要する面積）のみとなります。                 |
| 22  | 施設整備 | 全般               | 第一種<br>第二種 | <b>設計費用</b> や <b>建築確認申請に係る費用</b> 、 <b>運搬費</b> は補助対象となりますか。                  | <b>補助対象外</b> です。その他、調査費や法定福利費・交通費等も補助対象外となります。  |

| No. | 区分   |    |            | 質問  | 回答   |
|-----|------|----|------------|---|--|
| 23  | 施設整備 | 全般 | 第一種<br>第二種 | 発熱外来を整備（建設）することは対象でしょうか。  | <b>補助対象外</b> です。施設整備の補助対象は、病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備となります。  |
| 24  | 施設整備 | 全般 | 第一種<br>第二種 | 現在、本棟の病床で医療措置協定締結の協議を進めていますが、今後、感染症用に別棟を新築する計画があります。別棟の工事は今年度には間に合わないため、本棟の協定締結予定の病床を今年度の補助を受けて個室整備し、今後別棟の建築が完了した場合、感染症用の病床は別棟にまとめたいと考えていますが、補助事業として問題ありませんか。 | 新興感染症発生・まん延時への備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に感染症用の病床として使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、場合によっては補助金を返還していただくこととなります。   |
| 25  | 施設整備 | 全般 | 第一種<br>第二種 | 工事面積が10㎡よりも小さい場合や施工業者から建築確認は不要と言われた場合でも、建築確認は必要でしょうか。   | 工事の内容や工事面積の大小に関わらず、建築確認申請が必要となるケースもあるため、 <b>必ず所管の特定行政庁へ建築確認申請の必要の有無を確認</b> してください。<br>なお、建築確認が必要な場合は、実績報告において「検査済証（写）」の提出を求めるため、必ず余裕を持ったスケジュールでお手続きください。 |
| 26  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | 個室を新たに整備するのではなく、既存の個室における特定の設備のみの整備の場合も対象となりますか。  | 整備を行わなければ新興感染症患者を受け入れることができない場合で、工事を伴う整備であれば <b>補助対象</b> となります。ただし、入院患者の療養環境改善のみを目的とした整備の場合は補助対象となりません。  |
| 27  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | 4床室の個室化を検討中です。感染時には個室（1床×2室）として使用しますが、病床の返上を避けるため、 <b>平時は2床室（2床×2室）として利用</b> したいと考えています。<br>①このような運用の場合、補助の対象となりますか。<br>②補助額は2室分となりますか。                       | ①新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として <b>補助対象</b> となります。<br>②2室分の補助額として計算します。   |
| 28  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | 既存多床室を新興感染症患者受入の専用病室として平時から計画し、 <b>当該多床室内にトイレを新設する場合</b> 、補助対象となりますか。   | <b>補助対象</b> となります。   |
| 29  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | <b>個室として、医療用・災害用コンテナを整備</b> する場合、補助対象となりますか。  | 「感染症対応を目的とし」且つ「建築物として整備する」場合は <b>補助対象</b> となります。   |
| 30  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | 個室にトイレを新設する際に、洗面台以外にも酸素や吸引のアウトレットの移設が必要となった場合、その <b>移設費用</b> について、附帯工事として補助対象に該当すると考えてよいでしょうか。  | 審査の結果、病室の整備の一環として、当該移設の工事が不可欠であると認められる場合は、 <b>補助対象</b> となり得ると考えます。   |
| 31  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | 既存の <b>老朽化した</b> トイレやバス等をリニューアルしたい場合、補助対象となりますか。  | 単に老朽化を理由として既に設置されているトイレやバスを更新する場合には、 <b>補助対象外</b> です。  |
| 32  | 施設整備 | 病室 | 第一種        | <b>前室（個室と廊下間の部屋）の改築</b> も対象となりますか。  | 前室も <b>補助対象</b> となります。   |

| No. | 区分   |    |     | 質問   | 回答   |
|-----|------|----|-----|--|--|
| 33  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 病室の整備について、病室と前室の整備をあわせて行う場合、基準額の算定は、それぞれを1室と考えると、2室分になりますか？  | 病室と前室の整備をあわせて行う場合、1室分となります。  |
| 34  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 病室整備の一環として、陰圧装置を設置する工事を行う場合、陰圧装置の購入はどのような扱いになりますか。   | 個室病室の整備の一環として陰圧装置を設置する場合、国の交付要綱において「病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）」としていることから、陰圧装置の費用は、個室化の施設整備の一部として取り扱うべきものと考えます。<br>なお、既存の病室に、簡易陰圧装置のみを設置する場合には、施設整備事業ではなく、設備整備事業（簡易陰圧装置の購入費）としてください。 |
| 35  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 陰圧装置のある部屋の陰圧度向上のためのドアの取り換え工事について、補助対象になりますか。   | 病室のドアの取り換えを行わなければ陰圧を保つことができないなど、感染対策向上につながる改修の場合には、 <b>補助対象</b> となり得ます。  |
| 36  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 病室を陰圧対応するための工事と併せて、ナースコールと自動火災報知設備の付け替え工事を行う場合、これらも <b>附帯工事</b> として補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。   | 病室を陰圧対応するための建物工事と一体として不可欠であると認められる場合には、 <b>補助対象</b> となります。   |
| 37  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 工事の上、 <b>手術室や救急患者の受入処置室</b> に陰圧装置を設置する場合、補助対象となりますか。   | 新興感染症の患者への医療を行うために整備が必要な場合は、 <b>補助対象</b> になり得ます。   |
| 38  | 施設整備 | 病室 | 第一種 | 陰圧装置は、 <b>工事により設置しないもの</b> も補助対象となりますか。  | 既存の病室に、簡易陰圧装置のみを設置する場合には、「 <b>施設</b> 」整備事業ではなく、「 <b>設備</b> 」整備事業（簡易陰圧装置の購入費）としてください。   |
| 39  | 施設整備 | 病棟 | 第一種 | 病棟に扉がないことから患者等がフリーに出入りできる状況であるため、 <b>入口扉を設置しゾーニング化</b> することは補助の対象になりますか。   | ゾーニングを行うための改修等に要する工事であれば、病棟等の感染対策に係る整備として整理し、 <b>補助対象</b> となります。   |
| 40  | 施設整備 | 病棟 | 第一種 | 多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修がありますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方をご教示いただけますでしょうか。 | 工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。   |
| 41  | 施設整備 | 病棟 | 第一種 | 特段の <b>工事を要さず購入した可動式パーテーション</b> を設置した場合、補助対象となりますか。  | <b>補助対象外</b> です。建築物に設置するための改修工事等を伴う場合に、 <b>補助対象</b> となります。   |

| No. | 区分   |           |            | 質問  | 回答   |
|-----|------|-----------|------------|---|--|
| 42  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 整備する規模に具体的な大きさの制限はあるのでしょうか。   | 整備する規模に制限はありませんが、提出された資料（確認書・平面図等）を基に、医療措置協定の履行に必要な量の個人防護具を保管（動線を含む）するために真に必要な面積（＝個人防護具保管に要する面積）のみを補助対象とします。   |
| 43  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設の整備につきまして、今ある <b>既存の部屋</b> を個人防護具保管施設として <b>改修（整備）</b> したいのですが、補助対象になりますか。                           | 個人防護具保管施設の整備については、医療機関内の既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は <b>補助対象</b> となります。ただし、補助対象となるのは個人防護具の整備のために真に必要な整備のみであることから、既存の部屋では個人防護具の保管ができず、改修が必要となる明瞭な理由説明が必要となります。 |
| 44  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 既存の部屋（CT室等）について、CT等を撤去の上改修し保管スペースとして使用する場合、 <b>撤去費用</b> は工事費に含まれますか。  | 改修工事と同一業者が当該撤去工事を行う場合、 <b>補助対象</b> となり得ますが、別業者が行う場合、 <b>補助対象外</b> となります。   |
| 45  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設を新築（改築）する際に既存の建物の取り壊しを行う場合、 <b>取り壊しに要する費用</b> も補助対象として差し支えないでしょうか。                                   | 取り壊し費用のみであれば <b>補助対象外</b> ですが、新築するために既存建物を取り壊す場合は <b>補助対象</b> となります。<br>なお、新築（改築）等と取り壊しの業者が異なる場合は、 <b>補助対象外</b> となります。   |
| 46  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 現在の倉庫のシャッターが壊れており、 <b>正常に管理できる状態ではない</b> ため、シャッターを設置して適切な管理ができるよう壁の補修工事、シャッターの設置をした場合は、改修工事として補助対象としてよいでしょうか。 | 既存の倉庫を個人防護具保管施設として整備するために、壁の補修工事、シャッターの設置を行う場合は、 <b>補助対象</b> となり得ると考えます。ただし、単なる老朽化を理由とした改修は <b>補助対象外</b> です。必要性については審査において判断させていただきます。                                 |
| 47  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | A部屋を個人防護具保管施設として改修するにあたり、 <b>A部屋の機能をB部屋に移す</b> 必要があるケースがあります。その場合、 <b>B部屋の工事費</b> は対象外という認識でよいでしょうか。          | B部屋は個人防護具保管施設ではないため、 <b>補助対象外</b> です。  |
| 48  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | <b>借地や賃貸物件内</b> に整備する場合に補助対象となりますか。   | 本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、借地や賃貸物件における施設整備費用は原則として <b>補助対象外</b> です。<br>ただし、医療機関内に保管スペースを確保できない場合で、当該医療機関と同一の借地内にある一角に個人防護具保管施設を整備する場合、 <b>補助対象</b> となり得ます。              |
| 49  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 医療機関の <b>開設者等の自宅</b> の整備の場合も補助対象となりますか。   | 自宅等の医療機関でない建築物における整備は、 <b>補助対象外</b> です。<br>自宅兼事務所のような形で使用している場合も、使用実態の把握が困難であるため原則として <b>補助対象外</b> です。   |
| 50  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設を建築物として整備する際、併せて、換気扇や電気設備の整備、ラックの取り付け等 <b>保管施設に付属するもの</b> であれば、補助対象経費に含めてよろしいでしょうか。                  | 付属設備として一体的に整備する場合で、個人防護具保管に当たりそれらを設置する必要性を合理的に説明できる場合は、 <b>補助対象</b> となります。   |
| 51  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設本体が9㎡であるものの、地面をコンクリートなどで固める範囲は12㎡となる場合、補助対象となりうる面積は9㎡でしょうか。  | 補助対象となりうる面積は、個人防護具保管施設の床面積9㎡のうち個人防護具保管に要する面積（＝No.42参照）のみとなります。   |

| No. | 区分   |           |            | 質問  | 回答   |
|-----|------|-----------|------------|---|--|
| 52  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | キャビネットやロッカーの <b>単なる設置</b> は補助対象となりますか。  | 個人防護具保管施設の整備は「施設」整備事業のため、建物整備の工事に要する費用が補助対象になります。<br>そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、 <b>補助対象外</b> です。医療機関内の建物に、キャビネット等を設置するための工事を行い「工事費」として計上できる場合は、 <b>補助対象</b> となります。 |
| 53  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 保管施設を別途建築の上、当該保管施設の <b>内部にキャビネット等を設置</b> する場合、補助対象となりますか。   | 当該保管施設の付属設備として一体的に整備する場合、 <b>補助対象</b> となります。   |
| 54  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 床に対して工事を行い、1段が0.5㎡で計4段の棚を設置する予定です。この場合の工事面積は次の①②のいずれとなりますでしょうか。<br>① 棚4段分の合計面積：0.5㎡×4＝2.0㎡<br>② 床に接する工事面積（棚1段分の面積）＝0.5㎡ | 当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が工事面積となりますので、棚の設置に当たり床に対して工事を行う場合は原則②と考えられます。<br>ただし、棚の収納可能面積が個人防護具保管に要する面積を上回る場合、補助対象となりうる面積は個別判断となりますので、県へご相談ください。   |
| 55  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 1室を発熱外来と個人防護具保管施設のスペースとして改修する工事は補助対象となりますか。   | 個人防護具の保管施設として使用するスペースのみが <b>補助対象</b> となります。全体費用から保管スペースとして整備する面積を按分した金額が補助対象になると考えられます。<br>なお、この場合も保管スペースとして整備した面積が個人防護具保管に要する面積を上回る場合は、個人防護具保管に要する面積のみが補助対象となります。                   |
| 56  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設としてパーテーションや棚を設置する工事を行った場合の補助対象面積はどのように考えるのでしょうか。   | 個人防護具の保管に要する面積とパーテーションや棚の設置のための工事面積のどちらか小さい方を補助対象面積とします。<br>ただし、棚の収納可能面積が個人防護具保管に要する面積を上回る場合、補助対象となりうる面積は個別判断となりますので、県へご相談ください。  |
| 57  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 個人防護具保管施設として、 <b>一般に販売されている物置を設置</b> する場合は補助対象となりますか。   | 単に設置するのみでは、 <b>補助対象外</b> です。<br>本件補助は「施設」整備が目的であり工事に係る費用が補助対象となるため、土地に定着させる等の工事や建築工事を伴い建築物として整備した物置の設置の場合、 <b>補助対象</b> となります。  |
| 58  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 物置を転倒防止工事(アンカー工事)により設置する場合であって、その物置が <b>建築物に該当することを事業者から建築基準法を所管する特定行政庁に確認がとれている場合</b> 、その工事費と物置の費用は補助の対象と考えてよろしいでしょうか。 | 個人防護具保管施設の整備は「施設」整備事業であり、建物整備の工事に要する費用が補助対象になります。<br>そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、 <b>補助対象</b> となります。  |
| 59  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | <b>保管施設までの通路</b> を整備する場合、補助対象となりますか。  | 保管施設までの通路は <b>補助対象外</b> です。  |
| 60  | 施設整備 | 個人防護具保管施設 | 第一種<br>第二種 | 薬局などで複数の店舗がある場合、いずれかの店舗に共用の保管施設を整備することが考えられますが、そのような場合も補助対象としてよろしいでしょうか。  | 個別に保管スペースを確保できない場合であって、同一都道府県内の協定締結医療機関によるのであれば、共同での整備も対象になるものと考えますので、該当する場合にはご相談ください。   |

| No. | 区分   |               |            | 質問  | 回答  |
|-----|------|---------------|------------|---|---|
| 61  | 施設整備 | 個人防護具<br>保管施設 | 第一種<br>第二種 | 設置場所の <b>土地の造成や整地工事費</b> も補助の対象としてよいか。  | 土地の造成や整地費用は <b>補助対象外</b> です。  |
| 62  | 施設整備 | 個人防護具<br>保管施設 | 第一種<br>第二種 | <b>個人防護具購入費用</b> は補助対象となりますか。   | <b>補助対象外</b> です。  |
| 63  | 全体   | -             | 第一種<br>第二種 | 補助事業として採択された場合、内容の変更は可能ですか。   | 原則、事業計画書の内容から変更は出来ませんが、やむを得ず交付申請時に事業内容の変更を行う場合には、事前に県に相談してください。<br>ただし、事業計画書で予定していない事業を行うことはできません。<br>※例えば、検査機器の整備のみ計画していた場合、HEPAフィルター付き空気清浄機の整備に変更することはできません。  |
| 64  | 全体   | -             | 第一種<br>第二種 | 着手可能時期と事業を完了すべき時期は、それぞれいつですか。   | 県からの <b>交付決定日以降に、着手（契約・着工・発注）可能</b> です。また、事業完了は、施設・設備ともに <b>令和9年1月末までに</b> 必ずご対応いただく必要がございます。<br>なお、施設整備は「目的物の引渡し日」、設備整備は「設備の納品・設置日」が事業完了日となります。<br>※やむを得ない理由で令和9年1月末までに事業完了できない場合、県からの内示後に別途手続きいただくことで、交付決定前の着手及び最大令和9年3月末まで事業期間の延長が可能です。  |
| 65  | 全体   | -             | 第一種<br>第二種 | 交付決定前に医療機関が入札を済ませることは可能ですか。   | 可能です。ただし、契約、着工及び発注は交付決定日以降に行ってください。   |
| 66  | 全体   | -             | 第一種<br>第二種 | 補助金で整備した施設や設備の譲渡・廃棄・取壊しや用途変更については、期限や制限はありますかでしょうか。                                   | 補助金で整備した施設や設備は、交付要綱で定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに譲渡や廃棄、取壊し、用途変更（以下「財産処分」といいます。）はできません。また、財産処分する場合、補助金を返還いただく可能性もありますのでご注意ください。<br>上記期間を経過する前にやむを得ず財産処分が必要となった場合には、事前に県へご相談ください。<br><br>財産処分の詳細は、関東信越厚生局のページをご覧ください。<br><a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html</a> |
| 67  | 全体   | -             | 第一種<br>第二種 | 施設又は設備の整備費補助を受けた医療機関が、財産の処分制限期間経過前に、やむを得ず医療措置協定を変更・終了する場合、財産を売却等した上収入を国・県へ返還するのでしょうか。 | やむを得ず医療措置協定を変更・終了した場合、補助金を返還いただくことも十分考えられますので、ご注意ください。  |

| No. | 区分 |   |            | 質問                             | 回答       |
|-----|----|---|------------|--------------------------------|----------|
| 68  | 全体 | - | 第一種<br>第二種 | 整備した施設・設備のランニングコストは補助対象となりますか。 | 補助対象外です。 |